

五監公告第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月8日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

会計課

3. 監査の期間

令和6年11月29日～令和6年12月23日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
収入金の処理を失念した上、銀行口座の残高確認を怠っていたため、発覚までに時間を要し、本来令和5年度歳入となるはずのものが令和6年度歳入となってしまう事例が見られる。 原因について十分に検証した上で対応策を講じ、再発防止に努められたい。	ご指摘の収入金の処理については、振替処理を行わず、直接市の歳入となるよう改善を行いました。 今後は、このようなことがないように十分注意し適切な入金処理となるよう努めてまいります。